

ー平成14年度税制改正の主要項目ー

今年の税制改正は、社会経済情勢の変化や厳しい財政状況を踏まえつつ、構造改革に資する等の観点で改正が行われました。そのなかから、私たちの生活に身近なものをピックアップしてみました。

土地住宅税制



- ・ 一定の事業用不動産に係る登録免許税の軽減

現行、不動産の所有権移転登記に係る登録免許税の税率は原則として5%とされています。

今回の改正では、不良債権処理の円滑化、企業のリストラ等にもなう不動産流動化を図る観点から、一定の要件を満たす中高層の耐火建築物及びその敷地を、一体として取得した場合には、所有権移転登記の税率を2.5%に引き下げる処置が講じられます(平成14年4月1日から平成16年3月31日までの時限処置)。

また、地上権等の移転登記も2.5%から1.25%に引き下げられます。

- ・ 住宅ローン減税の対象を拡充

住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の適用対象となる増改築の範囲に、地震に対する、安全上必要な一定の技術基準に適合する修繕または模様替えが加わりま
す(増改築をした居住用家屋を平成14年4月1日以後に自己の居住の用に供する場合に適用)。

中小企業関係税制



- ・ 同族会社の留保金課税の軽減等

中小法人に係る課税留保金額に対する税額については、その5%に相当する金額が軽減されます。

課税留保金額 = [所得 - (配当 + 法人税等) - 留保控除] × 税率 から5%軽減

- ・ 交際費課税の軽減

資本金5000万円以下の法人の交際費課税が軽減されます。
定額控除限度額、現行300万円が400万円に引き上げられます。

- ・ 事業承継に関連する相続税の改正

取引相場のない株式等についての相続税の課税価格が減額されます。

個人が相続または遺贈により取得した取引相場のない株式等のうち、発行済み株式等の総数の3分の1以下に相当する部分については、次の要件を満たす場合3億円を限度に相続税課税価格を10%減額する措置が講ぜられます。

会社の発行済み株式の総額が10億円未満であること。

被相続人が発行済み株式の総数の50%以上を有しており、相続人が引き続き有し、かつ、役員として経営に従事していたこと。

金融税制

- ・ 老人マル優の廃止（改組）

老人等の少額貯蓄非課税制度（老人マル優）は、身体障害者手帳の交付を受けている者、遺族基礎年金受給者の妻、寡婦年金受給者の少額貯蓄非課税制度に改組されます。

平成15年1月1日からは、いわゆるマル優扱いの預貯金の申込ができなくなります。

ただし、平成14年末の時点で65歳になっていて、郵便局や銀行などに非課税の手続きをしていれば、設定している金額の枠内で、平成17年末まで非課税が続きます。

また、平成18年1月以降に受け取る利子であっても、17年末までの期間に対応する分については非課税になります。

この他にも連結納税制度や、上場株式譲渡に関する制度などがありますが、いずれにしても、社会経済情勢の変化に対応した、財政状況の改善に効果のある税制改正であって欲しいものです。



ダイキウ豊中コンサルティング事務所では、土地、建物の、法律、税務、建築に関するご質問を随時受け付けています。お問合せいただいたご質問には、各専門家とのネットワークにより、ご納得のいく回答を差し上げます。

ちょっと気になること、確かめたいことなどでも結構です。どうぞお気軽にお問い合わせください。

TEL 06 - 6842 - 0400 MAIL info@e-daikyu.com